

地方独立行政法人山形県・酒田市病院機構職員給与規程

(目的)

第1条 この規程は、地方独立行政法人山形県・酒田市病院機構就業規則（以下「就業規則」という。）第21条第2項の規定に基づき、同規則第3条第1項の規定により任命された者（以下「職員」という。）の給与に関する事項を定めることを目的とする。

(法令との関係)

第2条 職員の給与に関して、この規程に定めのない事項については、労働基準法（昭和22年法律第49号。以下「労基法」という。）、地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）その他の関係法令の定めるところによる。

(給与の種類)

第3条 職員の給与の種類は、給料及び手当とする。

- 2 給料は、正規の勤務時間による勤務に対する報酬であつて、手当を除いた全額とする。
- 3 手当の種類は、管理職手当、地域手当、扶養手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、期末手当、勤勉手当及び業績手当とする。
- 4 前項の規定にかかわらず、スタッフ職員には単身赴任手当を支給しない。

(給与の支払)

第4条 職員の給与は、その全額を通貨で、直接職員に支払うものとする。ただし、職員の同意を得た場合は、その指定する金融機関の預貯金口座等へ振り込むことにより給与を支払うものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、法令又は労基法第24条第1項に基づく協定により、給与からの控除が認められているものは、その職員に支払うべき給与の金額から、その金額を控除して支払うものとする。

(重複給与の禁止)

第5条 職員が地方独立行政法人山形県・酒田市病院機構（以下「法人」という。）において他の職に併せて任命されたときは、これを重複して給与を支給することはできない。

(給与の支給方法)

第6条 給料は、月の1日から末日までの期間につき、給料の月額を支給する。

- 2 給料の支給日は毎月21日とする。ただし、その日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）、日曜日又は土曜日にあたるときは、その前日において最も近い休日、日曜日又は土曜日でない日を支給日とする。
- 3 管理職手当、扶養手当、住居手当及び単身赴任手当は、給料の支給方法に準じて支給する。ただし、給料の支給日までにこれらの給与に係る事実が確認できない等のため、その日に支給することができないときは、その日後に支給することができる。
- 4 特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当及び宿日直手当は一給与期間の分を翌月の給料支給の日までに支給するものとする。ただし、これにより難い事情のあるときは、あらかじめ理事長の承認を得て、別段の取扱いをすることができる。

(新たな職員となった者等の給料の支給方法等)

第7条 新たに職員となった者には、その日から給料を支給し、昇格、昇給等により給料額に異動を生じた者には、その日から新たに定められた給料を支給する。

2 職員が離職した時は、その日まで給料を支給する。

3 職員が死亡した時は、その月まで給料を支給する。

4 第1項又は第2項の規定により給料を支給する場合であつて、月の初日から支給するとき以外のとき、又は月の末日まで支給するとき以外のときは、その給料額は、その期間の現日数から就業規則第9条第1項第1号の休日(同条第2項及び第5項の規定により同条第1項第1号の休日に相当する日として指定された日を含む)の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

(給料表)

第8条 給料表の種類は、次に掲げるとおりとし、各給料表の適用範囲は、それぞれ当該給料表に定めるところによる。

(1) 事務職給料表(別表第1)

(2) 医療職給料表(別表第2)

イ 医療職給料表(1)

ロ 医療職給料表(2)

ハ 医療職給料表(3)

(3) 技能職給料表(別表第3)

2 給料表適用職員の職務は、その複雑、困難及び責任の度に基づき、これを給料表に定める職務の級に分類するものとし、その分類の基準となるべき標準的な職務の内容は、別表第4に定める級別標準職務表のとおりとする。

(初任給の決定)

第9条 新たに職員となった者の職務の級は、その職務に応じ、かつ、級別標準職務表の定めるところにより決定する。

2 新たに職員となった者の号給は、前項の規定により決定された職務の級の号給が別表第5に定める初任給基準表(以下「初任給基準表」という。)に定められているときは当該号給とし、当該職務の級の号給が同表に定められていないときは同表に定める号給を基礎としてその者の属する職務の級に昇格し、又は降格したものとした場合に第10条又は第11条の規定により得られる号給とする。ただし、初任給基準表の職種欄にその者に適用される区分の定めのない者又はその者に適用される同表のこれらの欄の区分に対応する学歴免許等欄の最も低い学歴免許等(学歴免許等の資格については、別表第6に定める学歴免許等資格区分表に定めるところによる。)の区分よりも下位の区分に属する学歴免許等の資格のみを有する者の号給は、その者の属する職務の級の最低の号給とする。

3 初任給基準表は、その者に適用される給料表の別に応じ、かつ、職種欄の区分又は試験欄の区分(職種欄の区分及び試験欄の区分の定めがあるものにあつては、それぞれの区分)及び学歴免許等欄の区分に応じて適用する。

4 職員が一の職務の級から他の職務の級に移った場合又は一の職から同じ職務の級の初任給の基準を異にする他の職に移った場合における号給は、理事長の定めるところにより決定する。

- 5 就業規則第 36 条の規定により採用された職員（以下「再任用職員」という。）の給料月額、その者に適用される給料表の再任用職員の項に掲げる給料月額のうち、その者の属する職務の級に応じた額とする。ただし、これにより難い事情のあるときは、理事長が定める。
- 6 その他新たに給料表の適用を受ける職員となった者の号給は、理事長の定める基準に従い決定する。

（再任用短時間勤務職員の給料月額）

第 9 条の 2 再任用短時間勤務職員の給料月額は、第 9 条の規定による給料月額に、その者の勤務時間を就業規則第 7 条に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とし、その額に 1 円未満の端数があるときはその端数を切り捨てた額とする。

（昇格）

第 10 条 職員を昇格（職員の職務の級を同一の給料表の上位の職務の級に変更することをいう。以下同じ。）させる場合におけるその者の号給は、その者に適用される給料表の別に応じ、かつ、昇格した日の前日に受けていた号給に対応する別表第 7 に定める昇格時号給対応表の昇格後の号給欄に定める号給とする。

- 2 職員を昇格させた場合で当該昇格が 2 級以上上位の職務の級への昇格であるときにおける前項の規定の適用については、それぞれ 1 級上位の職務の級への昇格が順次行われたものとして取り扱うものとする。
- 3 昇格させようとする職員の昇格前の号給が昇格時号給対応表の昇格前の号給欄の号給より下位の場合は、昇格する級の最低の号給とする。

（降格）

第 11 条 給料表適用職員を降格（職員の職務の級を同一の給料表の下位の職務の級に変更することをいう。以下同じ。）させる場合におけるその者の給料月額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める号給とする。

- (1) 昇格した日の前日に受けていた給料月額と同じ額の号給が降格した級にあるとき 降格した日の前日に受けていた給料月額と同じ額の号給
- (2) 降格した日の前日に受けていた給料月額が降格した級の最高の号給に達せず、かつ、当該給料月額と同じ額の号給が降格した級にないとき 降格した日の前日に受けていた給料月額の直近下位の額の号給
- (3) 降格した日の前日に受けていた給料月額が降格した級の最高の号給を超える額のものであるとき降格した級の最高の号給

- 2 職員を降格させた場合で当該降格が 2 級以上下位の職務の級への降格であるときにおける前項の規定の適用については、それぞれ 1 級下位の級への降格が順次行われたものとして取り扱うものとする。
- 3 理事長は、前 2 項の規定による職員の号給が他の職員との均衡を著しく失すると認められるときは、これらの規定にかかわらず、その者の号給を決定することができる。

（昇給）

第 12 条 職員の昇給は、1 月 1 日（以下「昇給日」という。）に、同日前 1 年間において、当該職員が次の各号に掲げる昇給区分の職員のいずれかに該当するかに応じ、当該各号に定める号給数を昇給させるものとする。

(1) 次号又は第3号に掲げる職員以外の職員

昇給区分		昇給の号級数
勤務成績が極めて良好	A	8号給以上
勤務成績が特に良好	B	6号給
勤務成績が良好	C	4号給(第15条に規定する管理職手当を支給される職員にあつては3号給とし、 <u>医療職給料表(1)4級の適用を受ける職員にあつては1号給とする。</u>)
勤務成績がやや良好でない	D	2号給
勤務成績が良好でない	E	昇給しない

(2) 55歳(医療職給料表(1)の適用を受ける職員にあつては、57歳)を超える職員

昇給区分		昇給の号級数
勤務成績が極めて良好	A	2号給以上
勤務成績が特に良好	B	1号給
勤務成績が良好	C	昇給しない
勤務成績がやや良好でない	D	昇給しない
勤務成績が良好でない	E	昇給しない

(3) スタッフ職員

昇給区分		昇給の号級数
勤務成績が極めて良好	A	2号給
勤務成績が良好	B	1号給
勤務成績が良好でない	C	昇給しない

- 前年の昇給日後に新たに職員となった者の昇給の号給数は、第1項の規定にかかわらず、同項の規定による号給数に相当する数に、その者の新たな職員となった日から昇給日の前日までの期間の月数(1月未満の端数があるときは、これを1月とする。)を12月で除した数を乗じて得た数(1月未満の端数があるときは、これを切り捨てた数)に相当する号給数とする。この場合において、この項の規定による号給数が0となる職員は、昇給しない。
- 前項の規定にかかわらず、スタッフ職員に登用された者は、臨時職員であった期間を勤務期間に通算する。
- 職員の昇給は、その属する職務の級における最高の号給を超えて行うことができない。
- 前項までに規定する昇給は、法人の業務の実績が悪化した場合には、理事長が定めるところにより、行わない場合がある。

(特別の場合の昇給)

第13条 勤務成績が良好である職員が次の各号のいずれかに該当する場合には、前条の規定にかかわらず、昇給させることができる。

- 生命をとして職務を遂行し、そのために危篤となり、又は著しい障がいの状態となった場合
- 他との均衡上必要があると認められる場合

(3) その他特に必要があると認められる場合

(給料の調整額)

第14条 理事長は、給料月額が、職務の複雑、困難性若しくは責任の度又は勤労の強度、勤務時間、労働環境その他の勤労条件が同じ職務の級に属する他の職に比べて著しく特殊な職に対し適当でないと認めるときは、その特殊性に基づき、給料の調整額を支給する。

2 給料の調整を行う職は、別表第8の職員欄に掲げる職員の占める職とする。

3 職員の給料の調整額は、当該職員に適用される給料表及び職務の級に応じて別表第8の2に掲げる調整基本額（その額が給料月額の100分の4.5を超える時は、給料月額の100分の4.5に相当する額とし、その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）にその者に係る別表第8の調整数欄に掲げる調整数を乗じて得た額とする。

(地域手当)

第14条の2 地域手当は、日本海八幡クリニックに勤務する医師（ただし、管理職手当の支給を受ける職員を除く。）に支給する。

2 地域手当の額は、給料及び扶養手当の月額合計額に100分の16を乗じて得た額とする

(管理職手当)

第15条 管理職手当は、管理又は監督の地位にある職員の職のうち、その職務の特殊性に基づき支給する。

2 管理職手当を支給する職及び支給額は、別表第9に掲げるとおりとする。

3 職員が1日から末日までの期間の全日数にわたって勤務しなかった場合は、管理職手当は支給することができない。

4 法人の業務の実績が悪化した場合には、理事長の定めるところにより、職員の管理職手当を減額する場合がある。

5 第28条から第30条までの規定は、第1項の規定により管理職手当を支給される者には適用しない。ただし、当該時間外勤務が医療行為であって理事長が特に認める場合は、この限りではない。

(扶養手当)

第16条 扶養手当は、扶養親族のある職員に対して支給する。

2 前項の扶養親族とは、次に掲げる者で他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けているものをいう。

(削除)

(1) 22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子

(2) 22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫

(3) 60歳以上の父母及び祖父母

(4) 22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹

(5) 重度心身障がい者（心身の障がい（障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条第1号に規定する障害をいう。）の程度が終身労務に服することができない程度である者をいう。）

3 扶養手当の月額は、扶養親族たる父母等については、1人につき6,500円、前項第1号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については1人につき13,000円とする。

- 4 扶養親族たる子のうちに 15 歳に達する日後の最初の 4 月 1 日から 22 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間 (削除) にある子がいる場合における扶養手当の月額は、前項の規定にかかわらず、5,000 円に当該期間にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とする。
- 5 新たに職員となった者に扶養親族がある場合又は職員に次の各号のいずれかに該当する事実が生じた場合においては、その職員は、直ちにその旨を理事長に届け出なければならない。
- (1) 新たに扶養親族としての要件を具備するに至った者がある場合
 - (2) 扶養親族としての要件を欠くに至った者がある場合(扶養親族たる子又は第 2 項第 3 号若しくは又は第 5 号に該当する扶養親族が、満 22 歳に達した日以後の最初の 3 月 31 日の経過により、扶養親族としての要件を欠くに至った場合を除く。)
- 6 扶養手当の支給は、新たに職員となった者に扶養親族がある場合においてはその者が職員となった日、扶養親族がない職員に前項第 1 号に掲げる事実が生じた場合においてはその事実が生じた日の属する月の翌月(これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月)から開始し、扶養手当を受けている職員が離職し、又は死亡した場合においてはそれぞれの者が離職し、又は死亡した日、扶養手当を受けている職員の扶養親族で同項の規定による届出に係るものすべてが扶養親族たる要件を欠くに至った場合においてはその事実が生じた日の属する月(これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月)をもって終わる。ただし、扶養手当の支給の開始については、同項の規定による届出が、これに係る事実の生じた日から 15 日を経過した後になされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月)から行うものとする。
- 7 扶養手当は、次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた場合においては、その事実が生じた日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月)からその支給額を改定する。前項ただし書の規定は、第 1 号又は第 3 号に掲げる事実が生じた場合における扶養手当の支給額の改定について準用する。
- (1) 扶養手当を受けている職員に更に第 5 項第 1 号に掲げる事実が生じた場合
 - (2) 扶養手当を受けている職員の扶養親族で第 5 項の規定による届出に係るものの一部が扶養親族としての要件を欠くに至った場合
 - (3) 職員の扶養親族たる子で第 5 項の規定による届出に係るものうち特定期間にある子でなかった者が特定期間にある子となった場合
(住居手当)

第 17 条 住居手当は、次の各号のいずれかに該当する職員に支給する。

- (1) 自ら居住するため住宅(貸間を含む。次号において同じ。)を借り受け、月額 14,000 円を超える家賃(使用料を含む。以下同じ。)を支払っている職員(法人が設置する公舎を貸与され、使用料を支払っている職員その他理事長が別に定める職員を除く。)
- (2) 第 19 条第 1 項の規定により単身赴任手当を支給される職員で、配偶者が居住するための住宅(法人が設置する公舎その他理事長が別に定める住宅を除く。)を借り受け、月額 14,000 円を超える家賃を支払っているもの又はこれらのものとの権衡上必要があると認められるものとして理事長が別に定めるもの

2 住居手当の月額、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に定める額（当該各号のいずれにも該当する職員にあっては、当該各号に定める合計額）とする。

(1) 前項第1号に規定する職員 次に定める職員の区分に応じて、それぞれ次に掲げる額（その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）に相当する額

イ 月額25,000円以下の家賃を支払っている職員 家賃の月額から14,000円を控除した額

ロ 月額25,000円を超える家賃を支払っている職員 家賃の月額から25,000円を控除した額の2分の1（その控除した額の2分の1が17,000円を超えるときは、17,000円）を11,000円に加算した額

(2) 前項第2号に規定する職員 前号の規定の例により算出した額の2分の1に相当する額（その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）

3 前2項に規定するもののほか、住居手当の支給に関し必要な事項は、理事長が別に定める。（通勤手当）

第18条 通勤手当は、次に掲げる職員に支給する。

(1) 通勤のため交通機関又は有料の道路（以下「交通機関等」という。）を利用してその運賃又は料金（以下「運賃等」という。）を負担することを常例とする職員（交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって交通機関等を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び第3号に掲げる職員を除く。）

(2) 通勤のため自動車（道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第3条で規定する普通自動車、小型自動車及び軽自動車のうち4輪以上のもの（側車付二輪自動車を除く。）その他理事長がこれに準ずると認める原動機付の交通の用具）及び二輪車等（自転車、そり、スキー及び舟艇（原動機付のものを除く。）並びに原動機付の交通の用具（自動車を除く。））（以下「自動車等」という。）を使用することを常例とする職員（自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び次号に掲げる職員を除く。）

(3) 通勤のため交通機関等を利用してその運賃等を負担し、かつ、自動車等を使用することを常例とする職員（交通機関等を利用し、又は自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって、交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるものを除く。）

2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 前項第1号に掲げる職員 支給単位期間につき、理事長が別に定めるところにより算出したその者の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額（以下「運賃等相当額」という。）。ただし、運賃等相当額を支給単位期間の月数で除して得た額（以下「1箇月当たりの運賃等相当額」という。）が55,000円を超えるときは、支給単位期間につき、55,000円に支給単位期間の月数を乗じて得た額（その者が2以上の交通機関等を利用するものとして当該運賃等の額を算出する場合において、1箇月当たりの運賃等相当額の合計額が

55,000円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、55,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額)

(2) 前項第2号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じ、支給単位期間につき、それぞれ次に定める額とする。

ア 自動車を使用することを常例とする職員（ウに掲げる職員を除く。） その者の交通用具の使用距離の区分に応じた別表第10の表に掲げる額

イ 二輪車等を使用することを常例とする職員（ウに掲げる職員を除く。） その者の交通用具の使用距離の区分に応じた別表第10の2に掲げる額

ウ 自動車を使用し、かつ、二輪車等を使用することを常例とする職員 その者の自動車の使用距離の区分に応じた別表第10の表に掲げる額とその者の二輪車等の使用距離の区分に応じた別表第10の2の表に掲げる額の合計額（その額が、その者の交通用具の使用距離の区分に応じた別表第10の表に掲げる額を超える場合は、当該交通用具の使用距離の区分に応じた額とし、その者の交通用具の使用距離の区分に応じた別表第10の2の表に掲げる額に満たない場合は、当該交通用具の使用距離の区分に応じた額とする。）

(3) 前項第3号に掲げる職員 交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離、交通機関等の利用距離、自動車等の使用距離等の事情を考慮して人事委員会規則で定める区分に応じ、前2号に定める額（1箇月当たりの運賃等相当額及び前号に定める額の合計額が55,000円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、55,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）、第1号に定める額又は前号に定める額

3 通勤手当は、支給単位期間に係る最初の月の給料の支給日に支給する。

4 通勤手当を支給される職員につき、離職その他別に定める事由が生じた場合には、当該職員に、支給単位期間のうちこれらの事由が生じた後の期間を考慮して別に定める額を返納させるものとする。

5 この条において「支給単位期間」とは、通勤手当の支給の単位となる期間として6箇月を超えない範囲内で1箇月を単位として理事長が別に定める期間（自動車等に係る通勤手当にあっては、1箇月）をいう。

6 前各項に規定するもののほか、通勤の実情の変更に伴う支給額の改定その他通勤手当の支給及び返納に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

（単身赴任手当）

第19条 人事交流等により引き続き法人職員となり、これに伴い、住居を移転し、父母の疾病その他の理事長が定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該異動の直前の住居から勤務場所に通勤することが通勤距離等を考慮して理事長が定める基準に照らして困難であると認められるものには、単身赴任手当を支給する。ただし、配偶者の住居から勤務場所に通勤することが、通勤距離等を考慮して当該基準に照らして困難であると認められない場合は、この限りでない。

2 単身赴任手当の月額は、30,000円（理事長が別に定めるところにより算定した職員の住居と配偶者の住居との間の交通距離（以下「交通距離」という。）が理事長が別に定める距離以

上である職員にあっては、その額に、70,000円を超えない範囲内で交通距離の区分に応じて理事長が別に定める額を加算した額)とする。

3 前2項に規定するもののほか、単身赴任手当の支給の調整に関する事項その他単身赴任手当の支給に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

(特殊勤務手当)

第20条 特殊勤務手当は、著しく危険、不快、不健康又は困難な勤務その他の著しく特殊な勤務で、給与上特別の考慮を必要とし、かつ、その特殊性を給料で考慮することが適当でないと認められるものに従事する職員に対して支給する。

2 特殊勤務手当の種類は、次のとおりとする。

- (1) 防疫作業手当
- (2) 夜間看護等業務手当
- (3) 医務手当
- (4) 分娩介助業務手当
- (5) 受託業務手当
- (6) 麻酔業務手当
- (7) 小児夜間救急診療業務手当
- (8) 救急科代理手当
- (9) 災害応援手当
- (10) 離島業務手当
- (11) 特地勤務手当
- (12) 放射線照射作業手当
- (13) 緊急呼出救急業務等手当
- (14) 専門看護師等手当
- (15) 特定看護師等手当
- (16) 専門薬剤師手当
- (17) 認定遺伝カウンセラー手当
- (18) 臨床工学技士業務手当
- (19) 早朝遅出手当
- (20) 産業医手当

(防疫作業手当)

第21条 防疫作業手当は、職員(当該作業に専ら従事し、給料の調整額を受ける者を除く。)が、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)第6条第2項から第4項まで及び検疫法(昭和26年法律第201号)第2条に定める感染症(特に必要がある場合は、結核及び狂犬病を含めることができる。)並びに理事長がこれらに相当すると認める感染症(以下この号において「感染症」という。)が発生し、又は発生するおそれのある場合において、感染症患者若しくは感染症の疑いのある患者の救護又は感染症の病原体の付着した物件若しくは付着の疑いのある物件の処理作業に従事したときに支給する。

2 前項の手当の額は、作業に従事した日1日につき290円とする。

(夜間看護等業務手当)

第22条 夜間看護業務手当は、助産師、看護師、准看護師又はこれらに準ずる職員で保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号）第21条及び第22条に規定する資格を有する者並びに社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年5月26日法律第30号）第39条の規定する介護福祉士又は介護保険法施行令（平成10年政令第412号）第2条の2第1項に掲げる研修課程を終了し終了証明書の交付を受けたホームヘルパー1級、2級の資格を有する者又はこれに準ずる者として理事長が認めた職員（以下「看護クラーク」という。）が、正規の勤務時間による勤務の一部又は全部が深夜（午後10時後翌日の午前5時前の間をいう。以下同じ。）において行われる看護等の業務に従事したときに支給する。

2 前項の手当の額は、勤務1回につき、次の各号に掲げる額とする。

勤務時間の区分	職種の区分	
	助産師、看護師、 准看護師	介護士 看護クラーク
(1) 深夜における勤務時間が6時間以上である場合	6, 650円	
(2) 深夜における勤務時間が4時間以上6時間未満である場合	3, 550円	2, 800円
(3) 深夜における勤務時間が2時間以上4時間未満である場合	3, 100円	2, 600円
(4) 深夜における勤務時間が2時間未満である場合	2, 150円	1, 850円

2の2 看護等の業務に従事した内容により、理事長が別に定める額を前項各号に加算して支給する。

3 第1項の職員（徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満である職員及び第18条第1項第2号の規定に該当し、同条の規定による通勤手当の支給を受ける職員を除く。）の勤務の交替に伴う通勤について、深夜における勤務の交替に伴う通勤を行う場合（当該通勤のため法人の所有又は借上げに係る自動車等を利用する場合（料金等の一部又は全部を法人が負担するタクシー等を利用する場合を含む。）以外の場合に限る。）における同項の手当の額は、前項の規定にかかわらず、同項に定める額に当該通勤事情に応じて次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額を加算した額とする。

- (1) 通勤距離（通勤手当の認定に係る総通勤距離をいう。以下同じ。）が片道5キロメートル未満の職員 380円
 - (2) 通勤距離が片道5キロメートル以上10キロメートル未満の職員 760円
 - (3) 通勤距離が片道10キロメートル以上の職員 1,140円
- (医務手当)

第23条 医務手当は、医師が医務に従事したときに支給する。

2 前項に規定する手当の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 病院統括医療監、病院長、院長及び診療所長 月額 415,000円

- (2) 院長代理、副院長、センター長及び統括部長 月額 395,000 円
- (3) 診療部長 月額 375,000 円
- (4) 医師である部長、副部長、科長 月額 355,000 円
- (5) 医師である副科長 月額 335,000 円
- (6) 医長 月額 315,000 円
- (7) 副医長 月額 295,000 円
- (8) 医員 月額 275,000 円

3 勤務時間内における法人内の他病院等（飛島診療所を除く。）での医務の従事については、1日につき40,000円（4時間以内の場合は、20,000円）を前項の月額に加算して支給する。ただし、山形県へき地医療拠点病院医師短期派遣取扱要綱第9条の規定に基づき短期派遣される医師については、加算しない。

4 前項の規定に関わらず、医師が従事した医務の内容により、同項各号に加算して支給できる額は、理事長が別に定める。

（分娩介助業務手当）

第23条の2 分娩介助業務手当は、医師が正規の勤務時間（休日等に割り振られた勤務時間を除く。）以外の時間に分娩介助業務に従事したときに支給する。

2 前項の手当の額は、分娩介助業務1件につき10,000円（当該分娩介助業務がハイリスク分娩管理の対象となる妊産婦に係るものである場合は、20,000円）とする。

（受託業務手当）

第23条の3 受託業務手当は、法人が受託した業務に医師が従事したときに支給する。ただし、山形県へき地医療拠点病院医師短期派遣取扱要綱第9条の規定に基づき短期派遣される医師については、次項第2号に規定する手当を支給しない。

2 前項の手当の額は、次の各号に掲げる業務の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 検査画像読影業務 診療報酬の算定方法（平成20年度厚生労働省告示第59号）を考慮して理事長が別に定める額

(2) 診療業務

イ 庄内地域内の医療機関における4時間以内の診療 1回につき6,000円

ロ 庄内地域内の医療機関における4時間を超える診療 1回につき10,000円

ハ 庄内地域外の医療機関における診療 1回につき20,000円

ニ 離島等特別な目的で行われる診療に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

3 前項第2号に規定する手当の支給を受ける場合は、地方独立行政法人山形県・酒田市病院機構就業規則第23条及び地方独立行政法人山形県・酒田市病院機構職員等の旅費に関する規程第3条に規定する旅費を支給しない。

（麻酔業務手当）

第23条の4 麻酔業務手当は、麻酔科に属する医師以外の医師（複数の医師が業務を行ったときは主たる医師）が自科麻酔業務（全身麻酔）を行ったとき又は高度医療技術習得者養成研修を修了した臨床工学技士が麻酔補助業務を行ったときに支給する。

2 前項の手当の額は、麻酔科に属する医師以外の医師が行う場合は、1件につき10,000円とし、臨床工学技士が行う場合は1件につき5,000円とする。

(小児夜間救急診療業務手当)

第 23 条の 5 小児夜間救急診療業務手当は、午後 5 時 15 分から午後 10 時までの間の小児の救急診療業務を命ぜられた小児科医師に対して支給する。

2 前項の手当の額は、1 回につき 40,000 円とし、前項の全時間に対しての時間外勤務手当又は休日勤務手当を含むものとする。

(救急科代理手当)

第 23 条の 6 救急科代理手当は、救急科に属する医師が出張等により不在の場合に、当該医師に替わって救急科の業務を受け持つことを命ぜられた救急科以外の医師に対して支給する。

2 前項の手当の額は、正規の勤務時間のうち救急科の業務を受け持った全時間に対して、勤務 1 時間につき 1,500 円を乗じて得た額とする。

(災害応援手当)

第 23 条の 7 災害応援手当は、山形県からの要請により被災地の災害応援を行った職員に対して支給する。

2 前項の手当の額は、災害応援活動に従事した日 1 日につき、医師は 20,000 円、医師以外の職員は 6,620 円とする。

(離島業務手当)

第 23 条の 8 離島業務手当は、飛島診療所の診療を命ぜられた医師に対して支給する。

2 前項の手当の額は、1 日につき 50,000 円とし、診療を命ぜられた全時間に対しての休日勤務手当を含むものとする。

(特地勤務手当)

第 23 条の 9 特地勤務手当は、医師以外の職員が飛島診療所の業務に従事したときに支給する。

2 前項の手当の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 3 ヶ月以上の勤務を命ぜられた職員 1 月につき 100,000 円

(2) 1 ヶ月以上 3 ヶ月未満の勤務を命ぜられた職員

月額給料及び扶養手当の月額合計額に 100 分の 16 を乗じて得た額

(3) 1 ヶ月未満の出張により業務に従事した職員 1 日につき 2,000 円

(放射線照射作業手当)

第 24 条 放射線照射作業手当は、職員（当該作業に専ら従事し、給料の調整額を受ける者を除く。）が、放射線の照射（撮影を含む。）作業（補助作業を含む。）に従事したとき（その従事した時間が 1 日につき 1 時間を超える場合に限る。）に支給する。

2 前項の手当の額は、作業に従事した日 1 日につき 230 円とする。

(緊急呼出救急業務等手当)

第 25 条 緊急呼出救急業務等手当は、職員のうち、緊急に行う手術、透析その他の救急業務又は分べん若しくは病理解剖に関する業務に従事するために、勤務時間外に緊急の呼出しにより勤務することを命ぜられ、当該業務に従事したときに支給する。

2 前項の手当の額は、勤務 1 回につき 620 円（当該勤務が午後 10 時から翌日の午前 5 時までの間に開始される場合にあつては 1,240 円）とする。

(専門看護師等手当)

第26条 専門看護師等手当は、次の各号のいずれにも該当する場合に支給する。

- (1) 日本看護協会が認定する専門看護師又は認定看護師（以下「専門・認定看護師」という。）として登録されている者
- (2) 専門・認定看護師として認定されている分野の看護業務を行い、その資格が業務に直接役立つと認められる者

2 前項の手当の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とし、重複支給は認めない。

- (1) 専門看護師 月額 20,000円
- (2) 認定看護師 月額 10,000円

3 専門看護師等手当は、職員となったとき又は資格取得後に第1項に該当するかを確認し支給する。

(特定看護師等手当)

第26条の2 特定看護師等手当は、保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号）第37条の2第2項第5号に規定する指定研修機関であつて、理事長が認める指定研修機関を修了し、厚生労働省の「看護師特定行為に係る看護師の研修制度」の対象となる行為・業務を行う看護師長、副看護師長、助産師又は看護師に支給する。

2 前項の手当の額は、月額 10,000円とする。

3 特定看護師等手当は、職員となったとき又は指定研修機関を修了後に第1項に該当するかを確認し支給する。

(専門薬剤師手当)

第26条の3 専門薬剤師手当は、次の各号のいずれにも該当する場合に支給する。

- (1) 専門薬剤師又は指導薬剤師（以下「専門・指導薬剤師」という。）として認定されている者
- (2) 専門・指導薬剤師として認定されている分野の業務を行い、その資格が業務に直接役立つと認められる者

2 前項の手当の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とし、重複支給は認めない。

- (1) がん薬物療法認定薬剤師、緩和薬物療法認定薬剤師、日本糖尿療養指導士及び感染制御認定薬剤師 月額 10,000円
- (2) 前号以外の専門・指導薬剤師 月額 5,000円

3 専門薬剤師手当は、職員となったとき又は資格取得後に第1項に該当するかを確認し支給する。

(認定遺伝カウンセラー手当)

第26条の4 認定遺伝カウンセラー手当は、次の各号のいずれにも該当する場合に支給する。

- (1) 日本遺伝カウンセリング学会及び日本人類遺伝学会から認定遺伝カウンセラーとして認定されている者
- (2) 遺伝カウンセラーとして認定されている分野の業務を行い、その資格が業務に直接役立つと認められる者

- 2 前項の手当の額は、月額50,000円を超えない範囲内で理事長が別に定める。
- 3 認定遺伝カウンセラー手当は、職員となったとき又は資格取得後に第1項に該当するかを確認し支給する。

(臨床工学技士業務手当)

第26条の5 臨床工学技士業務手当は、次の各号のいずれにも該当する場合に支給する。

- (1) 体外循環技術認定士として認定されている者
- (2) 体外循環技術認定士として認定されている分野の業務を行い、その資格が業務に直接役立つと認められる者

2 前項の手当の額は、月額5,000円とする。

3 臨床工学技士業務手当は、職員となったとき又は資格取得後に第1項に該当するかを確認し支給する。

(早朝遅出手当)

第26条の6 早朝遅出手当は、看護補助業務を行う者が午前8時30分以前又は午後4時30分以降に勤務した場合に支給する。

2 前項の手当の額は、勤務した時間1時間につき200円とする。

(産業医手当)

第26条の7 産業医手当は、地方独立行政法人山形県・酒田市病院機構安全衛生管理規程第11条の規定に基づき、産業医に選任された医師である職員に対して、月額20,000円を支給する。

(給与の減額)

第27条 職員が勤務しないときは、就業規則第9条に規定する休日又は就業規則第9条の2第1項に規定する時間外勤務代休時間(以下「時間外勤務代休時間」という。)である場合、休暇による場合その他その勤務しないことにつき特に承認のあった場合を除き、その勤務しない1時間につき、勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。

2 前項の勤務1時間当たりの給与額とは、給料の月額に1.2を乗じ、その額を1週間当たりの勤務時間に5.2を乗じたもので除して得た額をいう。

(時間外勤務手当)

第28条 正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられた職員には、正規の勤務時間を超えて勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、第31条に規定する勤務1時間当たりの給与額に正規の勤務時間を超えてした次に掲げる勤務の区分に応じて、それぞれ次の各号に定める割合(その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、その割合に100分の25を加算した割合)を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。

- (1) 正規の勤務時間が割り振られた日(次条(第1項を除く。)の規定により正規の勤務時間中に勤務した職員等に休日勤務手当が支給されることとなる日を除く。)における勤務
100分の125
- (2) 前号に掲げる勤務以外の勤務
100分の135

2 前項の規定にかかわらず、理事長が定めるところにより、あらかじめ割り振られた1週間の正規の勤務時間(以下この項において「割振り変更前の正規の勤務時間」という。)を超えて勤務することを命ぜられた職員に対して、割振り変更前の正規の勤務時間を超えて勤務し

た全時間のうち正規の勤務時間の部分（理事長が指定する場合にあっては、当該時間から理事長が指定する時間を除いた時間）について、勤務1時間につき、前条第2項に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の25を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。

3 正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられ、正規の勤務時間を超えてした勤務の時間と前項の規定により時間外勤務手当が支給されるべき割振り変更前の正規の勤務時間を超えてした勤務の時間との合計が1か月について60時間を超えた職員には、その60時間を超えて勤務した全時間に対して、第1項の規定にかかわらず、勤務1時間につき、第31条に規定する勤務1時間当たりの給与額に、次の各号に掲げる時間の区分に応じ、それぞれ次の各号に定める割合（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、その割合に100分の25を加算した割合）を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。

(1) 正規の勤務時間を超えてした勤務 100分の150

(2) 第2項の規定により時間外勤務手当が支給されるべき割振り変更前の正規の勤務時間を超えてした勤務 100分の50

4 時間外勤務代休時間を指定された場合において、当該時間外勤務代休時間に職員が勤務しなかったときは、前項に規定する60時間を超えて勤務した全時間のうち当該時間外勤務代休時間の指定に代えられた時間外勤務手当の支給に係る時間に対しては、当該時間1時間につき、第31条に規定する勤務1時間当たりの給与額に、100分の25を乗じて得た額の時間外勤務手当を支給することを要しない。

（休日勤務手当）

第29条 職員には、正規の勤務日が休日に当たっても、正規の給与を支給する。

2 休日において、正規の勤務時間中に勤務することを命ぜられた職員には、正規の勤務時間中に勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、第31条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の135を乗じて得た額を休日勤務手当として支給する。ただし、正規の勤務時間外に勤務をしても、休日勤務手当は、支給されない。

3 前2項の休日とは、就業規則第9条の休日をいう。

（夜間勤務手当）

第30条 正規の勤務時間として午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務することを命ぜられた職員には、その間に勤務した全時間に対して、勤務時間1時間につき、第31条に規定する勤務1時間当たりの給与額の100分の25を夜間勤務手当として支給する。

（勤務1時間当たりの給与額の算出）

第31条 前3条に規定する勤務1時間当たりの給与額は、給料の月額に給料の調整額及び定額かつ月額で支払われる手当の額を加えて12を乗じ、その額を1週間当たりの勤務時間に52を乗じたものから7時間45分に19を乗じて得た時間を減じたもので除して得た額とする。

（宿日直手当）

第32条 宿日直手当は、宿直勤務又は日直勤務を命ぜられた職員に対して、当該勤務について支給する。

2 前項の勤務は、第28条、第29条第2項及び第30条の勤務には含まれないものとする。

3 宿日直手当の額は、次の各号に掲げる勤務の区分に応じ、当該勤務1回につきそれぞれ当該各号に定める額とする。ただし、勤務時間が5時間未満の場合は、当該各号に掲げる額の2分の1の額とする。

(1) 病院における入院患者の病状の急変等に対処するための医師又は歯科医師

イ 時間帯17時15分から8時30分までの宿直勤務 28,300円

ロ 時間帯19時00分から8時30分までの宿直勤務 25,200円

ハ 削除

ニ 日直勤務 21,000円

(2) 病院における看護業務の管理又は監督並びに救急の外来患者及び入院患者に関する緊急の医療技術業務又は事務処理等のための宿日直勤務 6,100円

(管理職員特別勤務手当)

第32条の2 第15条による管理職手当の支給対象となる職員等が臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により就業規則第9条による休日等に勤務した場合は、当該職員等には、管理職員特別勤務手当を支給する。

2 前項に規定する場合のほか、管理職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により休日以外の日の午後10時から翌日の午前5時までの時間であって正規の勤務時間以外の時間帯に勤務した場合は、当該管理職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。

3 管理職員特別勤務手当の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 第1項に規定する場合 同項の規定による勤務1回につき、別表第13の表に掲げる額。

ただし、勤務に従事した時間が6時間を超える場合にあっては、その額に100分の150を乗じて得た額とする。

(2) 前項に規定する場合 同項の規定による勤務1回につき、別表第13の表に掲げる額とする。

4 前3項に定めるもののほか、管理職員特別勤務手当の支給に関し必要な事項は、山形県人事委員会規則を準用する。

(期末手当)

第33条 期末手当は、6月1日及び12月1日（以下この条から第35条までにおいてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対して、それぞれ次の各号に定める日（次条及び第35条においてこれらの日を「支給日」（これらの日が日曜日又は土曜日に当たるときは、それぞれの日前において最も近い日曜日又は土曜日でない日）という。）に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、若しくは解雇され、又は死亡した職員（第39条第7項の適用を受ける職員及び理事長が別に定める職員を除く。）についても同様とする。

(1) 6月1日を基準日とする期末手当 6月30日

(2) 12月1日を基準日とする期末手当 12月10日

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、6月に支給する場合においては100分の125、12月に支給する場合においては100分の125を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。ただし、スタッフ職員に登用された者は、臨時職員であった期間を在職期間に通算する。

- (1) 6 箇月 100 分の 100
- (2) 5 箇月以上 6 箇月未満 100 分の 80
- (3) 3 箇月以上 5 箇月未満 100 分の 60
- (4) 3 箇月未満 100 分の 30

3 期末手当基礎額に 6 月及び 12 月にそれぞれ乗じる割合は、次の各号に掲げる職員については、前項の規定にかかわらず、当該各号に定める割合とする。

- (1) 定年前再任用短時間勤務職員 6 月は 100 分の 70、12 月は 100 分の 70
- (2) スタッフ職員 6 月及び 12 月それぞれ 100 分の 55

3 の 2 削除

4 第 2 項の期末手当基礎額は、それぞれその基準日現在(退職し、若しくは解職され、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは解職され、又は死亡した日現在)において職員が受けるべき給料及び扶養手当の月額合計額とする。

5 事務職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が 2 級以上であるもの並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員で職務の複雑、困難及び責任の度等を考慮してこれに相当する職員として当該各給料表につき別表第 11 で定めるものについては、前項の規定にかかわらず、同項に規定する合計額に、給料の月額に職制上の段階、職務の級等を考慮して別表第 11 で定める職員の区分に応じて 100 分の 20 を超えない範囲内で別表第 11 で定める割合を乗じて得た額を加算した額を第 2 項の期末手当基礎額とする。

6 第 2 項に規定する在職期間の算定に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

(期末手当の不支給)

第 34 条 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第 1 項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当(第 4 号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた期末手当)は、支給しない。

- (1) 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に就業規則第 57 条の規定による懲戒解雇の処分を受けた職員
- (2) 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に就業規則第 39 条第 8 号の規定により解雇された職員
- (3) 基準日前 1 月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した職員(前 2 号に掲げる者を除く。)で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に禁錮(こ)以上の刑に処せられたもの
- (4) 次条第 1 項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者(当該処分を取り消された者を除く。)で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮(こ)以上の刑に処せられたもの

(期末手当の支給一時差し止め)

第 35 条 理事長は、支給日に期末手当を支給することとされていた職員で当該支給日の前日までに離職したものが次の各号のいずれかに該当する場合は、当該期末手当の支給を一時差し止めることができる。

- (1) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴(当該起訴に係る犯罪について禁錮(こ)以上の刑が定められてい

るものに限る。刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続によるものを除く。以下同じ。）をされ、その判決が確定していない場合

(2) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が逮捕された場合又はその者から聴取した事項若しくは調査により判明した事実に基づきその者に犯罪があると思料するに至った場合であつて、その者に対し期末手当を支給することが、法人に対する信頼を確保し、期末手当に関する制度の適正かつ円滑な実施を維持する上で重大な支障を生ずると認めるとき。

2 理事長は、一時差止処分について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。

(1) 一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となつた行為に係る刑事事件に関し禁錮（こ）以上の刑に処せられなかつた場合

(2) 一時差止処分を受けた者について、当該一時差止処分の理由となつた行為に係る刑事事件につき公訴を提起しない処分があつた場合

(3) 一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされることなく当該一時差止処分に係る期末手当の基準日から起算して1年を経過した場合

3 前項の規定は、理事長が一時差止処分後に判明した事実又は生じた事情に基づき、期末手当の支給を差し止める必要がなくなつたとして当該一時差止処分を取り消すことを妨げるものではない。

4 理事長は、一時差止処分を行う場合は、当該一時差止処分を受けるべき者に対し、当該一時差止処分の際、一時差止処分の事由を記載した説明書を交付しなければならない。

5 前各項に規定するもののほか、一時差止処分に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

（勤勉手当）

第36条 勤勉手当は、6月1日及び12月1日（以下この条においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対し、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の勤務成績に応じて、それぞれ第33条第1項に定める日に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、若しくは解雇され、又は死亡した職員（理事長が別に定める職員を除く。）についても、同様とする。

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、職員の勤務期間による割合（第4項において「期間率」という。）に職員の勤務成績による割合（第5項において「成績率」という。）を乗じて得た額とする。この場合において、理事長が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に掲げる額を超えてならない。

(1) 前項の職員のうち次号又は第3号以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在（退職し、若しくは解雇され、又は死亡した職員にあつては、退職し、若しくは解雇され、又は死亡した日現在。第3号及び次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額を加算した額に、6月に支給する場合においては100分の105、12月に支給する場合においては100分の105を乗じて得た額の総額

- (2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に、6月に支給する場合においては100分の50、12月に支給する場合においては100分の50を乗じて得た額の総額
- (3) 前項の職員のうちスタッフ職員 当該スタッフ職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在において受けるべき扶養手当の月額を加算した額に、6月に支給する場合においては100分の55、12月に支給する場合においては100分の55を乗じて得た額の総額
- 3 前項の勤勉手当基礎額は、それぞれその基準日現在において職員が受けるべき給料の月額とする。
- 4 期間率は、基準日以前6箇月以内の期間における職員の勤務期間の区分に応じて、別表第12に定める割合とする。ただし、スタッフ職員に登用された者は、臨時職員であった期間を勤務期間に通算する。
- 5 成績率は、6月に支給する場合においては100分の130、12月に支給する場合においては100分の140の範囲内で理事長が定めるものとする。
- 6 第33条第5項の規定は、第2項の勤勉手当基礎額について準用する。この場合において、同条第4項中「前項」とあるのは、「第33条第3項」と読み替えるものとする。
- 7 第2項の勤務期間は、職員として在職した期間とする。
- 8 前2条の規定は、第1項の規定による勤勉手当の支給について準用する。この場合において、第34条中「前条第1項」とあるのは「第36条第1項」と、同条第1号中「基準日から」とあるのは「基準日（第36条第1項に規定する基準日という。以下同じ。）から」と、「支給日」とあるのは「支給日（同項に規定する理事長が別に定める日をいう。以下同じ。）」と読み替えるものとする。
- 9 前8項に規定するもののほか、勤勉手当の支給に関し必要な事項は、理事長が別に定める。
(業績手当)
- 第37条 業績手当は、法人の業務実績及び職員の勤務成績等を考慮し、理事会の決定に基づき支給することができる。
- 2 業績手当の支給基準、支給対象職員その他支給に関し必要な事項は、理事長が別に定める。
(定年前再任用短時間勤務職員についての適用除外)
- 第38条 第16条(削除)の規定は、定年前再任用短時間勤務職員には適用しない。
(退職者の給与)
- 第39条 職員が業務上負傷し、若しくは疾病にかかり、又は通勤（地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）第2条第2項及び第3項に規定する通勤をいう。以下同じ。）により負傷し、若しくは疾病にかかり、就業規則第27条第2号に掲げる事由に該当して退職にされたときは、その退職の期間中、これに給与の全額を支給する。
- 2 職員が結核性疾患にかかり、就業規則第27条第2号に掲げる事由に該当して退職にされたときは、その退職の期間が満2年に達するまでは、これに給料、扶養手当、住居手当、期末手当及び勤勉手当のそれぞれ100分の80を支給することができる。
- 3 職員が前2項以外の心身の故障により就業規則第27条第2号に掲げる事由に該当して退職にされたときは、その退職の期間が満1年に達するまでは、これに給料、扶養手当、住居手当、期末手当及び勤勉手当のそれぞれ100分の80を支給することができる。

- 4 職員が就業規則第 27 条第 3 号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間中、これに給料、扶養手当及び住居手当のそれぞれ 100 分の 60 以内を支給することができる。
- 5 職員が就業規則第 27 条第 4 号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間中、これに給料、扶養手当、住居手当、期末手当及び勤勉手当のそれぞれ 100 分の 70 以内を支給することができる。
- 6 職員が就業規則第 27 条第 5 号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間中、これに給料、扶養手当、住居手当、期末手当及び勤勉手当のそれぞれ 100 分の 80 以内を支給することができる。ただし、その原因である災害が業務上の災害又は通勤による災害と認められるときは、100 分の 100 以内を支給することができる。
- 7 休職中の職員には、他の規定に特段の定めがない限り、前 6 項に定める給与を除くほか、他のいかなる給与も支給しない。
- 8 第 2 項、第 3 項及び第 5 項に規定する職員が、当該各項に規定する期間内で第 33 条第 1 項及び第 36 条第 1 項に規定する基準日前 1 箇月以内に退職、若しくは解雇され、又は死亡したときは、同項の規定による支給日に、当該各項の例による額の期末手当及び勤勉手当を支給することができる。ただし、理事長が別に定める職員については、この限りでない。
- 9 前項の規定の適用を受ける職員の期末手当及び勤勉手当の支給については、第 34 条、第 35 条及び第 36 条第 8 項の規定を準用する。この場合において、第 34 条中「前条第 1 項」とあるものは「第 38 条第 1 項」と、第 36 条第 8 項中「前 2 条」とあるものは「第 34 条及び第 35 条」と読み替えるものとする。

(育児休業等取得者の給与)

第 40 条 地方独立行政法人山形県・酒田市病院機構職員の育児休業、介護休業等に関する規程の定めるところにより育児休業等をする職員の給与については、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 育児休業をしている期間については、給与を支給しない。
 - (2) 第 33 条第 1 項に規定するそれぞれの基準日に育児休業をしている職員のうち、基準日以前 6 箇月以内の期間において勤務した期間（理事長が別に定めるこれに相当する期間を含む。）がある職員には、当該基準日に係る期末手当を支給する。
 - (3) 第 36 条第 1 項に規定するそれぞれの基準日に育児休業をしている職員のうち、基準日以前 6 箇月以内の期間において勤務した期間がある職員には、当該基準日に係る勤勉手当を支給する。
 - (4) 育児休業をした職員が職務に復帰した場合には、当該育児休業をした期間の 100 分の 100 に相当する期間を引き続き勤務したものとみなして、その職務に復帰した日及びその日後における最初の昇給日又はそのいずれかの日に、昇給の場合に準じてその者の号給を調整することができる。
 - (5) 職員が育児部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、その勤務しない 1 時間につき、第 27 条第 2 項に規定する勤務 1 時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。
- 2 前項に規定するもののほか、育児休業等をする職員の給与に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

(介護休業等取得者の給与)

第 41 条 地方独立行政法人山形県・酒田市病院機構職員の育児休業、介護休業等に関する規程に定めるところにより介護休業及び介護部分休業をする職員の給与については、その勤務しない 1 時間につき、第 27 条第 2 項に規定する勤務 1 時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。

2 前項に規定するもののほか、介護休業等をする職員の給与に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

(補則)

第 42 条 この規程の施行に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

(施行期日)

第 1 条 この規程は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

(酒田市からの承継職員等に係る経過措置)

第 2 条 地方独立行政法人山形県・酒田市病院機構への職員の引継ぎに関する条例(平成 19 年酒田市条例第 54 号)により酒田市職員から引き続き法人の職員となった者及び平成 20 年 3 月 31 日をもって酒田市を退職して法人に採用された者(以下「市承継職員等」という。)については、この規程の定めるところにかかわらず、次により取り扱うものとする。

(1) 第 14 条に規定する給料の調整額について、別表第 8 の職員欄の(1)に掲げる職員の調整数 2 は、平成 23 年 3 月 31 日までの間、調整数 1 とする。

(2) 第 15 条に規定する管理職手当について、法人に引継がれる前に酒田市から支給されていた管理職手当の額が別表第 9 による管理職手当の額に達しないこととなる職員には、別表第 9 による管理職手当のほか、当該手当の差額に相当する額に次のアからエに掲げる期間の区分に応じアからエに定める割合を乗じて得た額(その額に 1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)を支給する。

ア	平成 20 年 4 月 1 日から平成 21 年 3 月 31 日まで	100 分の 100
イ	平成 21 年 4 月 1 日から平成 22 年 3 月 31 日まで	100 分の 75
ウ	平成 22 年 4 月 1 日から平成 23 年 3 月 31 日まで	100 分の 50
エ	平成 23 年 4 月 1 日から平成 24 年 3 月 31 日まで	100 分の 25

(3) 市承継職員等には、平成 23 年 3 月 31 日までの間、酒田市一般職の職員の給与に関する条例(昭和 17 年酒田条例第 49 号。以下「市職員給与条例」という。)第 16 条に規定する通勤手当を支給し、第 18 条に規定する通勤手当は支給しないものとする。

(4) 市承継職員等には、平成 23 年 3 月 31 日までの間、酒田市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例(平成 19 年酒田市条例第 48 号)による改正前の酒田市職員の特殊勤務手当に関する条例(平成 17 年酒田市条例第 50 号。以下「改正前の酒田市特勤手当条例」という。)第 14 条第 1 項第 1 号、第 2 号及び第 3 号に規定する危険手当を支給する。この場合、第 24 条に規定する放射線照射作業手当は支給しないものとする。

(5) 市承継職員等には、平成 23 年 3 月 31 日までの間、改正前の酒田市特勤手当条例第 17 条に規定する薬剤業務手当を支給する。

- (6) 市承継職員等には、平成 23 年 3 月 31 日までの間、改正前の酒田市特勤手当条例第 18 条に規定する救急業務手当を支給し、第 25 条に規定する緊急呼出救急業務等手当は支給しないものとする。ただし、市承継職員が日本海総合病院に勤務する場合は、この限りでない。
- (7) 市承継職員等には、市職員給与条例附則第 10 項に規定する寒冷地手当の経過措置を適用するものとする。
- (8) 市承継職員等には、市職員給与条例附則（平成 18 年 3 月 27 日条例第 7 号）第 6 項に規定する給料の切替えに伴う経過措置を適用するものとする。

（山形県からの承継職員等に係る経過措置）

第 3 条 地方独立行政法人山形県・酒田市病院機構への職員の引継ぎに関する条例（平成 19 年山形県条例第 76 号）により山形県職員から引き続き法人の職員となった者及び平成 20 年 3 月 31 日をもって山形県を退職して法人に採用された者（以下「県承継職員等」という。）については、この規程の定めるところにかかわらず、次により取り扱うものとする。

- (1) 第 15 条に規定する管理職手当について、法人に引継がれる前に山形県から支給されていた管理職手当の額が別表第 9 による管理職手当の額に達しないこととなる職員には、別表 9 による管理職手当のほか、当該手当の差額に相当する額に次のアからウに掲げる期間の区分に応じアからウに定める割合を乗じて得た額（その額に 1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）を支給する。

ただし、平成 23 年 3 月 31 日までは、第 8 条第 1 項第 2 号イに規定する医療職給料表（1）の適用を受けている職員を除き、前段により算出した額から当該額に 100 分の 18 を乗じて得た額（その額に 1 円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）を減じて得た額とする。

ア 平成 20 年 4 月 1 日から平成 21 年 3 月 31 日まで 100 分の 75

イ 平成 21 年 4 月 1 日から平成 22 年 3 月 31 日まで 100 分の 50

ウ 平成 22 年 4 月 1 日から平成 23 年 3 月 31 日まで 100 分の 25

- (2) 県承継職員等には、山形県職員等の給与に関する条例（昭和 32 年県条例第 30 号。以下「県職員給与条例」という。）附則（平成 16 年 56 号）第 7 項から第 12 項までに規定する寒冷地手当に関する経過措置を適用するものとする。
- (3) 県承継職員等には、県職員給与条例附則（平成 17 年 103 号抄）第 6 項に規定する給料の切替えに伴う経過措置を適用するものとする。

（酒田市からの派遣職員に係る給与）

第 4 条 酒田市一般職の職員の公益法人等への派遣等に関する条例（平成 17 年酒田市条例第 41 号）に基づき、酒田市から法人に派遣された職員（以下「市派遣職員」という。）の給与については、この規程の規定にかかわらず、当分の間、市職員給与条例その他酒田市の関係規定の定めるところにより算定した額に相当する額を支給する。ただし、この規程に定めるその他の手当について市職員給与条例に相当する手当がないときは、この規程による手当を支給する。

2 市派遣職員には、市職員給与条例附則（平成 18 年 3 月 27 日条例第 7 号）に規定する給料の切替えに伴う経過措置により算定した額に相当する額を支給する。

3 前 2 項の規定により、市職員給与条例その他の酒田市の関係規定に基づき市派遣職員に給与を支給するに当たり、扶養手当その他の手当の認定を行う場合においては、これらの規定中「任命権者」とあるのは、「理事長」と読み替えて適用する。この場合において、派遣前に酒

田市の任命権者によりこれらの認定を受けているときは、派遣の際において特段の変更がない限り、当該認定の内容を引き継ぐものとする。

- 4 前3項に定めるもののほか、市派遣職員に対する給与に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

(山形県からの派遣・割愛職員の給与)

第5条 公益法人等への職員等の派遣等に関する条例（平成13年山形県条例第57号）に基づき山形県から法人に派遣された職員及び山形県から割愛により法人に採用された職員（以下「県派遣等職員」という。）の給与については、この規程の規定にかかわらず、当分の間、県職員給与条例及び技能労務職員に関する規則（昭和33年県規則第22号。以下「技労職員規則」という。）その他山形県の関係規定の定めるところにより算定した額に相当する額を支給する。ただし、この規程に定めるその他の手当について県職員給与条例に相当する手当がないときは、この規程による手当を支給する。

- 2 県派遣等職員には、県職員給与条例附則（平成17年103号抄）及び技労職員規則附則（平成18年38号抄）に規定する給料の切替えに伴う経過措置により算定した額に相当する額を支給する。

- 3 前2項の規定により、県職員給与条例その他の山形県関係規定に基づき県派遣等職員に給与を支給するに当たり、扶養手当その他の手当の認定を行う場合においては、これらの規定中「任命権者」とあるのは、「理事長」と読み替えて適用する。この場合において、派遣等の前に山形県の任命権者によりこれらの認定を受けているときは、派遣等の後において特段の変更がない限り、当該認定の内容を引き継ぐものとする。

- 4 前3項に定めるもののほか、県派遣等職員に対する給与に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

(平成22年1月1日までの間における職員の昇給の号給数の特例)

第6条 平成22年1月1日までに間における第12条第1項の規定の適用については、同項中「次の各号に掲げる号給」とあるのは「次の各号に掲げる号給に相当する数から1を減じて得た数に相当する号給数（当該号給数が負となるときは、0）」とする。

(新型コロナウイルス感染症に係る防疫作業手当の特例)

第7条 職員等が新型コロナウイルス感染症（新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令（令和2年政令第11号）第1条に規定するものをいう。以下同じ。）から県民の生命及び健康を保護するために行われた措置に係る作業であって理事長が別に定めるものに従事したときは、防疫作業に従事する職員の特殊勤務手当を支給する。この場合において、第21条の規定は適用しない。

第8条 前条の手当の額は、作業に従事した日1日につき、**3,000円**（新型コロナウイルス感染症の患者の身体に接触して又は長時間にわたり新型コロナウイルス感染症の患者に接して行う作業その他理事長がこれに準ずると認める作業に従事した場合にあっては、**4,000円**）とする。

第9条 新型コロナウイルス感染症に係る防疫作業手当の特例について、前2条の規定により難しい事情のあるときは、理事長が別に定める。

(特殊勤務手当の種類の特例)

第 10 条 当分の間、第 20 条第 2 項の規定の適用については、同項中「(17) 臨床工学技士業務手当」とあるのは、「(17) 臨床工学技士業務手当 (削除)、処遇改善特別手当及び雇用促進特別手当」とする。

(看護業務手当)

第 11 条 (削除)

(処遇改善特別手当)

第 12 条 処遇改善特別手当は、理事長が別に定める職員に対して支給する。

- 2 処遇改善特別手当の月額、理事長が別に定める額とする。
- 3 処遇改善特別手当を受ける職員が月の初日から末日までの間、全日数にわたり勤務しなかった場合には処遇改善特別手当は支給しない。
- 4 定年前再任用短時間勤務職員に係る処遇改善特別手当の額は、第 2 項の規定にかかわらず、当該規定に掲げる額に就業規則第 7 条第 5 項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第 1 項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。
- 5 育児短時間勤務職員に係る処遇改善特別手当の額は、第 2 項の規定にかかわらず、当該規定に掲げる額に就業規則第 7 条第 5 項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第 1 項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。
- 6 前項の規定は、育児休業法第 17 条の規定による短時間勤務をしている職員等について準用する。

(雇用促進特別手当)

第 12 条の 2 雇用促進特別手当は、理事長が別に定める職員に対して支給する。

2 雇用促進特別手当の月額、理事長が別に定める額とする。

(定年引上げに伴う給与に関する特例措置、特定日以後における給料の取扱い)

第 13 条 当分の間、職員等の給料月額、当該職員等が 60 歳に達した日後における最初の 4 月 1 日 (以下、附則において「特定日」という) 以後、当該職員等に適用される給料表の給料月額のうち、別表第 4 級別標準職務表に規定する当該職員等の属する職務の級並びに給与規程の規定により当該職員等の受ける号給に応じた額に 100 分の 70 を乗じて得た額 (当該額に、50 円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50 円以上 100 円未満の端数を生じたときはこれを 100 円に切り上げるものとする。) とする。

2 前項の規定は、次に掲げる職員等には適用しない。

(1) スタッフ職員

(2) 職員定年規程第 3 条ただし書きに規定する職員等

(3) 職員定年規程第 4 条第 1 項若しくは第 2 項の規定により勤務している職員等

(4) 職員定年規程第 9 条第 1 項若しくは第 2 項の規定により異動期間を延長された、職員定年規程第 6 条に規定する職を占める職員等

3 管理監督職勤務上限年齢による降任等により降任等をされた職員等であつて、当該他の職への降任等をされた日 (以下この項及び附則において「異動日」という。) の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員等のうち、特定日に附則第 13 条の規定により当該職員等の受ける給料月額 (以下この項及び附則において「特定日給料月額」という。) が異動日の前日に当該職員等が受けていた給料月額に 100 分の 70 を乗じて得た額 (当該額に、50 円未満の端

数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。以下この項において「基礎給料月額」という。)に達しないこととなる職員等には、当分の間、特定日以後、附則第3項の規定により当該職員等の受ける給料月額のほか、基礎給料月額と特定日給料月額との差額に相当する額を給料として支給する。

4 給与規程に定めるもののほか、定年引上げに伴う給与に関する特例措置の規定の施行に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則（平成20年9月19日改正）

この改正規程は、平成20年10月1日から施行する。ただし、第40条第4号の改正は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成21年3月24日改正）

この改正規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成21年3月31日改正）

（施行期日）

第1条 この改正規程は、平成21年4月1日から施行する。

（山形県からの承継職員等に係る経過措置）

第2条 平成21年3月31日をもって山形県を退職して法人に採用された者については、制定附則第3条の規定を適用する。

附 則（平成21年4月23日改正）

この改正規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成21年5月29日改正）

（施行期日）

第1条 この改正規程は、平成21年5月29日から施行する。

（平成21年6月に支給する期末手当及び勤勉手当に関する特例措置）

第2条 平成21年6月に支給する期末手当及び勤勉手当に関する第33条第2項の及び第3項並びに第36条第2項の規定の適用については、第33条第2項中「100分の135、」とあるのは「100分の120、」と、同条第3項中「「100分の135」とあるのは「100分の75」とあるのは「100分の120」とあるのは「100分の70」と、第36条第2項第1号中「100分の65」とあるのは「100分の60」と、同項第2号中「100分の30」とあるのは「100分の25」とする。

附 則（平成21年11月30日改正）

この改正規程は、平成21年12月1日から施行する。

附 則（平成22年2月26日改正）

この改正規程は、平成22年2月26日から施行する。ただし、別表第3の改正は、平成21年12

月 1 日から、別表第 4 二及び別表第 9 の改正は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 22 年 3 月 26 日改正）

この改正規程は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 22 年 6 月 28 日改正）

この改正規程は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 22 年 9 月 30 日改正）

この改正規程は、平成 22 年 10 月 1 日から施行する。

附 則（平成 22 年 11 月 30 日改正）

（施行期日）

第 1 条 この改正規程は、平成 22 年 12 月 1 日から施行する。ただし、給与規程第 2 3 条の 3 第 2 項の改正規定は平成 22 年 11 月 1 日から、第 2 8 条第 3 項及び当附則第 3 条の改正は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

（5 5 歳を超える職員等の給料月額減額支給等）

第 2 条 当分の間、職員等（次の表の給料表欄に掲げる給料表の適用を受ける職員等（再任用職員を除く。）のうち、その職務の級が次の表の職務の級欄に掲げる職務の級以上である者であってその号給がその職務の級における最低の号給でないものに限る。以下この項及び次項において「特定職員」という。）に対する次に掲げる給与の支給に当たっては、当該特定職員が 5 5 歳に達した日後における最初の 4 月 1 日（特定職員以外の者が 5 5 歳に達した日後における最初の 4 月 1 日後に特定職員となった場合にあつては、特定職員となった日。平成 22 年 4 月 1 日前に 55 歳に達した職員等については平成 22 年 12 月 1 日。）以後、次の各号に掲げる給与の額から、それぞれ当該各号に定める額に相当する額を減ずる。

- (1) 給料月額 当該特定職員の給料月額に 100 分の 1.5 を乗じて得た額（当該特定職員の給料月額に 100 分の 98.5 を乗じて得た額が、当該特定職員の属する職務の級における最低の号給の給料月額に達しない場合（以下この項及び附則第 2 項から 4 項までにおいて「最低号給に達しない場合」という。）にあつては、当該特定職員の属する職務の級における最低の号給の給料月額を減じた額（以下この項、附則第 2 項及び第 4 項において「給料月額減額基礎額」という。））
- (2) 管理職手当 当該特定職員の給料月額に 100 分の 1.5 を乗じて得た額（最低号給に達しない場合にあつては、給料月額減額基礎額に対する管理職手当の月額）
- (3) 期末手当 それぞれの基準日現在において当該特定職員が受けるべき給料月額（第 3 3 条第 5 項の規定の適用を受ける職員にあつては当該額に、当該額と同項に規定する 100 分の 20 を超えない範囲内で定める割合を乗じて得た額を加算した額）に、当該特定職員に支給される期末手当に係る同項各号に定める割合を乗じて得た額に、100 分の 1.5 を乗じて得た額（最低号給に達しない場合にあつては、それぞれの基準日現在において当該特定職員が受けるべき給料月額減額基礎額（同条第 5 項の規程の適用を受ける職員にあつては、当該額に、当該額に

- 同項に規定する100分の20を超えない範囲内で定める割合を乗じて得た額を加算した額)に、当該特定職員に支給される期末手当に係る同項各号に定める割合を乗じて得た額)
- (4) 勤勉手当 それぞれの基準日現在において当該特定職員が受けるべき給料月額に、当該特定職員に支給される勤勉手当に係る同項各号に定める割合を乗じて得た額に、100分の1.5を乗じて得た額(最低号給に達しない場合にあつては、それぞれの基準日現在において当該特定職員が受けるべき給料月額減額基礎額に、当該特定職員に支給される勤勉手当に係る同項各号に定める割合を乗じて得た額)
- (5) 第39条第1項から第5項までの規程により支給される給与 当該特定職員に適用される次に掲げる規の区分に応じ、それぞれ次に定める額
- イ 第39条第1項 前各号に定める額
- ロ 第39条第2項及び第3項 第1号に定める額に100分の80を乗じて得た額
- ハ 第39条第4項及び第5項 第1号に定める額に、これらの項の規定により当該特定職員に支給される給与に係る割合を乗じて得た額

給料表	職務の級
事務職給料表	5級
医療職給料表(2)	5級
医療職給料表(3)	6級

- 2 前項の規定により給与が減ぜられて支給される職員等についての第27条第1項に規定する勤務1時間当たりの給与額は、同条第2項の規定にかかわらず、同項の規定により算出した額から、給与月額に12を乗じ、その額を1週間当たりの勤務時間に52を乗じたもので除して得た額に100分の1.5を乗じて得た額(最低号給に達しない場合にあつては、給料月額減額基礎額に12を乗じ、その額を1週間当たりの勤務時間に52を乗じたもので除して得た額)に相当する額を減じた額とする。
- 3 第1項の規定により給与が減ぜられて支給される職員等についての第28条から第30条に規定する勤務1時間当たりの給与額は、第31条の規定にかかわらず、同項の規定により算出した額から、給与月額に12を乗じ、その額を1週間当たりの勤務時間に52を乗じたものから7時間45分に19を乗じて得た時間を減じたもので除して得た額に100分の1.5を乗じて得た額(最低号給に達しない場合にあつては、給料月額減額基礎額に12を乗じ、その額を1週間当たりの勤務時間に52を乗じたものから7時間45分に19を乗じて得た時間を減じたもので除して得た額)に相当する額を減じた額とする。
- 4 第1項の規定が適用される間、第36条第2項第1項に定める額は、同号の規定にかかわらず、同号の規定により算出した額から、同号に掲げる職員等で第1項の規定により給与が減ぜられて支給される当該特定職員が受けるべき給料月額に100分の0.9を乗じて得た額(最低号給に達しない場合にあつては、給料月額減額基礎額に100分の60を乗じて得た額)に相当する額を減じた額とする。

(平成23年4月1日における号給の調整)

第3条 平成23年4月1日において43歳に満たない職員等(同日においてその職務の級における最高の号給を受ける職員を除く。)のうち、平成22年1月1日において第12条の規定に

より昇給した職員等の平成23年4月1日における号給は、この項の規定の適用がないものとした場合に同日に受けることとなる号給の1号給上位の号給とする。

附 則（平成22年12月28日改正）

この改正規程は、平成23年1月1日から施行する。

附 則（平成23年3月25日改正）

（施行期日）

第1条 この改正規程は、平成23年4月1日から施行する。

（酒田市からの移籍職員に係る経過措置）

第2条 地方独立行政法人山形県・酒田市病院機構への職員の引継ぎに関する条例（平成19年酒田市条例第54号）により酒田市職員から引き続き法人の職員となった者については、この規程の定めるところにかかわらず、次により取り扱うものとする。

- (1) この規程によりその者の受ける給料額が平成23年3月31日に支給されていた給料額と給料の調整額の合計額に達しないこととなる場合には、給料額のほか、その差額に相当する額を給料として支給する。
- (2) その者の給料表の級の格付については、23年4月1日に酒田市職員であった場合に適用されるべき酒田市職員給料表の級に対応する当該規程給料表の級を適用することができる。

（山形県からの移籍職員に係る経過措置）

第3条 平成23年4月1日をもって山形県職員から引き続き法人に採用された者について、その者の平成23年4月1日における給料表の級の格付については、平成23年4月1日に山形県職員であった場合に適用されるべき山形県職員給料表の級に対応する当該規程給料表の級を適用することができる。

附 則（平成23年6月28日改正）

この改正規程は、平成23年7月1日から施行する。

附 則（平成23年11月1日改正）

この改正規程は、平成23年10月11日から施行する。

附 則（平成24年3月30日改正）

この改正規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成24年11月16日改正）

（施行期日）

第1条 この改正規程は、平成24年12月1日から施行する。

（差額支給の経過措置）

第2条 経過措置として当分の間、給料の月額及び医務手当並びに時間外勤務手当を加えた額が、改正前のこれらの合計額と比較して下回った場合は、その差額を支給する。

附 則（平成 25 年 2 月 26 日改正）

この改正規程は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 25 年 3 月 27 日改正）

この改正規程は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 25 年 9 月 26 日改正）

（施行期日）

第 1 条 この改正規程は、平成 25 年 10 月 1 日から施行する。

（給料月額の特例）

第 2 条 第 8 条第 1 項各号に掲げる給料表の適用を受ける職員等（第 1 条に規定する職員等をいい、平成 25 年 10 月 1 日以降に採用された職員等を除く。以下この条において同じ。）に対する給料月額の支給に当たっては、平成 25 年 10 月 1 日から平成 26 年 3 月 31 日までの間（以下「臨時特例期間」という。）に係るものに限り、給料月額から、給料月額に、当該職員等に適用される次の表の左欄に掲げる給料表及び同表の中欄に掲げる職務の級の区分に応じてそれぞれ同表の右欄に定める割合を乗じて得た額に相当する額を減ずる。

給料表	職務の級	割合
事務職給料表	1 級	100 分の 1.8
	2 級から 4 級まで	100 分の 2.8
	5 級以上	100 分の 3.8
医療職給料表(1)	2 級以下	100 分の 1.8
	3 級	100 分の 2.8
	4 級	100 分の 3.8
医療職給料表(2)	1 級	100 分の 1.8
	2 級から 4 級まで	100 分の 2.8
	5 級	100 分の 3.8
医療職給料表(3)	2 級以下	100 分の 1.8
	3 級及び 4 級	100 分の 2.8
	5 級以上	100 分の 3.8
介護職給料表	2 級以下	100 分の 1.8

2 前項の規定に関わらず、地方独立行政法人山形県・酒田市病院機構の理事長及び理事を兼務する職員等の給料の支給に当たっては、臨時特例期間に限り、給料月額に 100 分の 4.8 を乗じて得た額に相当する額を減ずる。

3 職員等に対する第 39 条第 1 項から第 6 項までの規定により支給される給料の支給に当たっては、臨時特例期間に限り、当該給料の額から、当該職員等に適用される次の各号に掲げる規定の区分に応じ当該各号に定める額に相当する額を減ずる。

(1) 第 39 条第 1 項 第 1 項に定める額

(2) 第 39 条第 2 項から第 6 項 第 1 項に定める額に、同条各項の規定により当該職員等に支給

される給料に係る割合を乗じて得た額

4 平成 22 年 11 月 30 日改正附則（以下「改正附則」という。）第 2 条第 1 項の規定の適用を受ける職員等に対する前 3 項の規定の適用については、臨時特例期間に限り、第 1 項及び第 2 項中「給料月額に」とあるのは「給料月額から改正附則第 2 条第 1 項に定める額に相当する額を減じた額に」と、前項各号中「第 1 項に」とあるのは「次項の規定により読み替えられた第 1 項に」とする。

（端数計算）

第 3 条 この規定により給与の支給に当たって減ずることとされる額を算定する場合において、当該額に 1 円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

附 則（平成 26 年 2 月 27 日改正）

この規程は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 26 年 3 月 27 日改正）

この規程は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 26 年 6 月 27 日改正）

この規程は、平成 26 年 7 月 1 日から施行する。

附 則（平成 26 年 12 月 10 日改正）

（施行期日）

第 1 条 この規程は、平成 26 年 12 月 10 日から施行し、平成 26 年 12 月 1 日から適用する。

（平成 26 年 12 月に支給する勤勉手当に関する特例措置）

第 2 条 平成 26 年 12 月に支給する勤勉手当に関する第 36 条第 2 項第 1 号及び第 2 号の規定の適用については、第 36 条第 2 項第 1 号中「100 分の 72.5」とあるのは「100 分の 80」と、同項第 2 号中「100 分の 35」とあるのは「100 分の 40」とする。

附 則（平成 26 年 12 月 26 日改正）

この規程は、平成 27 年 1 月 1 日から施行する。

附 則（平成 27 年 2 月 26 日改正）

（施行期日）

第 1 条 この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。ただし、改正後の第 36 条の規定は、平成 26 年 6 月 1 日から適用する。

（単身赴任手当に関する特例）

第 2 条 規程第 19 条第 2 項で規定する 30,000 円の適用については、平成 27 年度分については 26,000 円とする。

附 則（平成 27 年 3 月 26 日改正）

この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 27 年 6 月 25 日改正）

（施行期日）

第 1 条 この規程は、平成 27 年 8 月 1 日から施行する。

（給料表の切替に伴う経過措置）

第 2 条 平成 27 年 8 月 1 日（以下、「切替日」という。）の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員等で、その者の受ける給料月額が切替日の前日において受けていた給料月額に達しないこととなる場合は、平成 30 年 3 月 31 日までの間、給料月額のほか、その差額に相当する額を給料として支給する。

附 則（平成 27 年 11 月 26 日改正）

この規程は、平成 27 年 11 月 26 日から施行し、第 40 条及び第 41 条の規定は平成 21 年 3 月 24 日から適用する。

附 則（平成 28 年 2 月 25 日改正）

（施行期日）

第 1 条 この規程は、平成 28 年 3 月 1 日から施行する。

（平成 27 年 12 月に支給する勤勉手当に関する特例措置）

第 2 条 平成 27 年 12 月に支給する勤勉手当については、この改正前の規程第 36 条第 2 項第 1 号中「100 分の 72.5」とあるのは「100 分の 82.5」と、同項第 2 号中「100 分の 35」とあるのは「100 分の 40」として、平成 27 年 12 月 1 日から適用する。

附 則（平成 28 年 3 月 28 日改正）

この規程は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 28 年 9 月 30 日改正）（第 20 条 新設第 23 条の 6）

この規程は、平成 28 年 10 月 1 日から施行する。

附 則（平成 28 年 10 月 27 日改正）（第 22 条）

この規程は、平成 28 年 11 月 1 日から施行する。

附 則（平成 28 年 12 月 28 日改正）（第 16 条、第 20 条、第 36 条 新設：第 23 条の 7）

（施行期日等）

第 1 条 この規程は、平成 29 年 1 月 1 日から施行する。ただし、第 16 条の改正規定は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

（平成 29 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日までの間における扶養手当の特例）

第 2 条 平成 29 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日までの間は、改正後の給与規程第 16 条 3 項の適用については、同項中「扶養親族たる配偶者、父母等については 1 人につき 6,500 円、前

項第2号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については1人につき10,000円」とあるのは「前項第1号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる配偶者」という。）については10,000円、同項第2号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については1人につき8,000円（職員等に配偶者が不在の場合にあつては、そのうち1人については10,000円）、同項第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族（以下「扶養親族たる父母等」という。）については1人につき6,500円（職員等に配偶者及び扶養親族たる子が不在の場合にあつては、そのうち1人につき9,000円）」とする。

（平成28年12月に支給する勤勉手当に関する特例措置）

第3条 平成28年12月に支給する勤勉手当については、その改正前の規程第36条第2項第1号中「100分の80」とあるのは「100分の90」と、同項第2号中「100分の40」とあるのは「100分の45」として、平成28年12月1日から適用する。

附 則（平成29年2月23日改正）（第26条、第26条の2）
この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成29年3月24日改正）（改正：別表第4）
この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成29年3月30日改正）（改正：附則第5条）
この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成29年4月28日改正）（改正：別表第1～別表第3）
この規程は、平成29年5月1日から施行する。

附 則（平成29年11月24日改正）（改正：第12条、第22条、第32条）
この規程は、平成30年1月1日から施行する。

附 則（平成29年12月26日改正）（改正：36条）
（施行期日等）

第1条 この規程は、平成30年1月1日から施行する。

（平成29年12月に支給する勤勉手当に関する特例措置）

第2条 平成29年12月に支給する勤勉手当については、その改正前の規程第36条第2項第1号中「100分の85」とあるのは「100分の95」と、同項第2号中「100分の40」とあるのは「100分の45」、同項第3号中「100分の50」とあるのは「100分の55」として、平成29年12月1日から適用する。

附 則（平成30年2月23日改正）
（施行期日）

第1条 この規程は、平成30年4月1日から施行する。（主な改正：第14条の2、第20条、第23条、第23条の5、第23条の8）

(55歳を超える職員等の給料月額の特減支給等)

第2条 55歳を超える職員等の給料月額の特減支給等の期間を平成30年3月31日までの間とする。(平成22年11月30日改正附則第2条関係)

(酒田市からの移籍職員に係る経過措置)

第3条 平成30年4月1日をもって酒田市職員から引き続き法人に採用された者については、この規程の定めるところにかかわらず、次により取り扱うものとする。

- (1) その者の職位並びに職務の級及び号給は、法人職員との均衡を考慮して決定するものとする。
- (2) 前項によりその者の受ける給料月額と給料の調整額の合計額が平成30年3月31日に支給されていた給料月額に達しないこととなる場合には、その差額を支給する。

附 則 (平成30年3月19日改正) (改正：第3条、第9条の2、第14条の2、第20条の3項、第23条の9、別表第1)

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則 (平成30年3月30日改正) (改正：別表第4、別表第9)

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則 (平成30年5月31日改正) (改正：第15条第5項、別表9号)

この規程は、平成30年4月1日から適用する。

附 則 (平成30年6月25日改正) (改正：第22条第2項)

この規程は、平成30年6月1日から適用する。

附 則 (平成30年12月27日改正) (改正：第32条、第33条、第36条)

(施行期日等)

第1条 この規程は、平成31年1月1日から施行する。

(平成30年12月に支給する勤勉手当に関する特例措置)

第2条 平成30年12月に支給する勤勉手当については、その改正前の規程第36条第2項第1号中「100分の90」とあるのは「100分の95」と、同項第2号中「100分の42.5」とあるのは「100分の47.5」、同項第3号中「100分の50」とあるのは「100分の57.5」として、平成30年12月1日から適用する。

附 則 (平成31年3月22日改正) (改正：別表第2)

この規程は、平成31年4月1日から適用する。

附 則 (令和元年5月31日改正) (改正：第23条、別表第4、別表第13)

この規程は、平成31年4月1日から適用する。

附 則 (令和元年5月31日改正) (改正：第20条、第26条の3)

この規程は、令和元年6月1日から施行する。

附 則（令和元年 12 月 20 日改正）（改正：第 36 条）

（施行期日等）

第 1 条 この規程は、令和 2 年 1 月 1 日から施行する。

（令和元年 12 月に支給する勤勉手当に関する特例措置）

第 2 条 令和元年 12 月に支給する勤勉手当については、その改正前の規程第 36 条第 2 項第 1 号中「100 分の 95」とあるのは「100 分の 97.5」と、同項第 3 号中「100 分の 57.5」とあるのは「100 分の 60」として、令和元年 12 月 1 日から適用する。

附 則（令和 2 年 2 月 26 日改正）

（改正：第 17 条、第 20 条、第 23 条の 9、第 26 条の 2、第 26 条の 4）

この規程は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 2 年 3 月 26 日改正）（改正：第 9 条）

この規程は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 2 年 4 月 23 日改正）（改正：別表第 1～3）

この規程は、令和 2 年 5 月 1 日から施行する。

附 則（令和 2 年 8 月 13 日改正）（第 21 条、附則第 7 条、第 8 条）

（施行期日等）

第 1 条 この規程は、令和 2 年 8 月 13 日から施行し、改正後の地方独立行政法人山形県・酒田市病院機構職員給与規程（以下「改正規程」という。）附則第 7 条及び第 8 条の規定は令和 2 年 3 月 30 日から適用する。

第 2 条 改正規程を適用する場合には、改正前の地方独立行政法人山形県・酒田市病院機構職員給与規程に基づいて支給された特殊勤務手当は、改正規程による特殊勤務手当の内払とみなす。

附 則（令和 2 年 11 月 27 日改正）（改正：第 33 条）

（施行期日等）

第 1 条 この規程は、令和 2 年 11 月 27 日から施行する。

（令和 2 年 12 月に支給する期末手当に関する特例措置）

第 2 条 令和 2 年 12 月に支給する期末手当については、その改正前の規程第 33 条第 2 項中「100 分の 130」とあるのは「100 分の 125」と、同条第 3 項第 2 号中の「100 分の 50」とあるのは「100 分の 45」とする。

附 則（令和 2 年 12 月 18 日改正）（附則第 9 条）

この規程は、令和 2 年 12 月 18 日から施行し、令和 2 年 12 月 1 日から適用する。

附 則（令和 3 年 11 月 30 日改正）（改正：第 33 条）

（施行期日等）

第 1 条 この規程は、令和 3 年 12 月 1 日から施行する。

（令和 3 年 12 月に支給する期末手当に関する特例措置）

第2条 令和3年12月に支給する期末手当については、その改正前の規程第33条第2項中「100分の120」とあるのは「100分の112.5」と、同条第3項第1号中の「100分の67.5」とあるのは「100分の62.5」と、同条第3項第2号中の「100分の42.5」とあるのは「100分の37.5」とする。

附 則（令和4年3月17日改正）

この規程は、令和4年3月17日から施行し、改正後の地方独立行政法人山形県・酒田市病院機構職員給与規程附則第10条及び第11条の規定は令和4年2月1日から適用する。

附 則（令和4年3月24日改正）

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和4年6月27日改正）（改正：第23条、第33条、第36条、別表第4、別表第5、別表第9、別表第13）

この規程は、令和4年4月1日から適用する。

附 則（令和4年11月21日改正）

- 1 この規程は、令和4年10月1日から適用する。
- 2 改正後の規程の第12条処遇改善特別手当の規定を適用する場合には、改正前の地方独立行政法人山形県・酒田市病院機構職員給与規程の第11条看護業務手当の規定に基づいて支給された手当は、改正後の規程の第12条処遇改善特別手当の規定による内払とみなす。

附 則（令和4年12月26日改正）（改正：第36条）

（施行期日等）

第1条 この規程は、令和5年1月1日から施行する。

（令和4年12月に支給する勤勉手当に関する特例措置）

第2条 令和4年12月に支給する勤勉手当については、その改正前の規程第36条第2項第1号中「100分の95」とあるのは「100分の105」と、同項第2号中「100分の45」とあるのは「100分の50」として、同項第3号中「100分の50」とあるのは「100分の60」として、令和4年12月1日から適用する。

附 則（令和5年3月27日改正）（改正：別表第4、別表第9、別表第13）

この規程は、令和5年4月1日から適用する。

附 則（令和5年5月31日改正）

（改正：別表第1～3、別表第4イ、別表第4ハ、別表第5ハ、別表第7イ～ニ、別表第8の2、別表第9、別表第11、別表第13）

（施行期日等）

第1条 この規程は、令和5年4月1日から適用する。

(職務の級の切替え)

第2条 令和5年4月1日(以下「切替日」という。)の前日においてその者が属していた職務の級(以下「旧級」という。)が附則別表第1に掲げられている職務の級であった職員等の施行日における職務の級(以下「新級」という。)は、旧級に対応する同表の新級欄に定める職務の級とする。ただしこれにより難しい場合は理事長が別に定める。

(号給の切替え)

第3条 前条により新級が定められる職員の切替日における号給は理事長が別に定める。

附則別表第1

給料表	旧級	新旧
事務職給料表	1級	1級
		2級
	2級	3級
	3級	4級
	4級	5級
	5級	6級
	6級	7級
7級	8級	
医療職給料表(1)	1級	1級
	2級	2級
	3級	3級
	4級	4級
医療職給料表(2)	1級	1級2級
	2級	3級
	3級	4級
	4級	5級
	5級	6級
医療職給料表(3)	1級	1級
	2級	2級
	3級	3級
	4級	4級

附 則（令和 5 年 12 月 28 日改正）（第 33 条、別表第 1～別表第 3）

（施行期日等）

第 1 条 この規程は、令和 6 年 1 月 1 日から施行する。ただし、令和 6 年 1 月 1 日に在籍している者に限り、別表第 1 から別表第 3 については令和 5 年 4 月 1 日から適用する。

（令和 5 年 12 月に支給する期末手当に関する特例措置）

第 2 条 令和 5 年 12 月に支給する期末手当については、その改正前の規程第 33 条第 2 項中の「100 分の 120」とあるのは「100 分の 125」と、同条第 3 項 1 号中の「100 分の 67.5」とあるのは「100 分の 72.5」と、同条第 3 項 2 号中の「100 分の 50」とあるのは「100 分の 55」として、令和 5 年 12 月 1 日から適用する。

附則（令和 6 年 3 月 27 日改正）

（改正：第 9 条第 5 項、第 9 条の 2、第 33 条第 3 項（1）、第 36 条第 2 項（1）、第 38 条、附則第 12 条第 4 項、別表第 1 事務職給料表、別表第 2 イ 医療職給料表（1）、別表第 2 ロ 医療職給料表（2）、別表第 2 ハ 医療職給料表（3）、別表第 3 ニ 技能職給料表、別表第 4）（新設：附則第 13 条）

（施行期日等）

第 1 条 この規程は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

（定年延長に関する経過措置）

第 2 条 職員定年規程附則第 5 項に規定する職員（以下、「暫定再任用職員」という。）の給料月額を、当該暫定再任用職員が定年前再任用短時間勤務職員であるものとした場合に適用される改正後の給与規程第 9 条第 5 項に規定する給料表の定年前再任用短時間勤務職員の項に掲げる給料月額のうち、当該暫定再任用職員の属する職務の級に応じた額とする。

第 3 条 暫定再任用職員のうち就業規則第 7 条第 5 項の規定により常時勤務することを要しない職員の給料月額は、給与規程第 9 条の 2 の規定により得た額とする。

第 4 条 暫定再任用職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、給与規程の規定を適用する。

第 5 条 給与規程に定めるもののほか、暫定再任用職員に関し必要な事項は、理事長が定める。

（国家公務員から引き続き法人に採用された職員に係る経過措置）

第 6 条 令和 6 年 4 月 1 日に国家公務員から引き続き法人に採用された者については、その者の受ける給料月額が令和 6 年 3 月 31 日に支給されていた給料月額に達しないこととなる場合には、その差額を支給する。

附 則（令和 6 年 11 月 25 日改正）

（改正：第 23 条の 9、第 33 条、第 36 条 追加：第 20 条(20)、第 26 条の 7）

（施行期日等）

第 1 条 この規程は、令和 6 年 12 月 1 日から施行する。ただし、第 23 条の 9 については令和 6 年 6 月 1 日から適用する。

（令和 6 年 12 月に支給する期末手当に関する特例措置）

第 2 条 令和 6 年 12 月に支給する期末手当については、その改正前の規程第 33 条第 2 項中の「100 分の 122.5」とあるのは「100 分の 127.5」と、同条第 3 項 1 号中の「100 分の 70」とあ

るのは「100分の71.25」と、同条第3項2号中の「100分の52.5」とあるのは「100分の53.75」として、令和6年12月1日から適用する。

(令和6年12月に支給する勤勉手当に関する特例措置)

第3条 令和6年12月に支給する勤勉手当については、その改正前の規程第36条第2項1号中の「100分の100」とあるのは「100分の110」と、同項2号中の「100分の47.5」とあるのは「100分の51.25」と、同項3号中の「100分の55」とあるのは「100分の58.75」として、令和6年12月1日から適用する。

附 則 (令和6年12月27日改正) (改正：別表第1～3、別表第4、追加：附則第12条の2)
(施行期日等)

第1条 この規程は、令和7年1月1日から施行する。ただし、令和7年1月1日に在籍している者に限り、別表第1から別表第4については令和6年4月1日から適用する。

附 則 (令和7年2月27日改正) (改正：別表第4ハ、別表第8)
(施行期日等)

第1条 この規程は、令和7年3月1日から施行する。

(医療法人レスポアールから法人に採用された職員に係る特例措置)

第2条 医療法人レスポアールから法人に採用された者については、この規程の定めるところにかかわらず、その者の職位並びに職務の級及び号給は、法人職員との均衡を考慮して決定するものとする。

附 則 (令和7年3月27日改正)

(改正：第12条、第16条、第18条、第32条の2、第38条、別表第2、別表第4、別表第5、別表第7、附則第10条 0 新設：第22条2の2、附則第12条の2、附則別表 号給の切替表)

(施行期日等)

第1条 この規程は、令和7年4月1日から施行する。

(号給の切替え)

第2条 この規程の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において規定別表第1から別表第2ハまでの給料表の適用を受けていた職員等であって同日にそのものが属していた職務の級が不足別表に掲げられている職務の級であったものの施行日における号給（同表において「新号給」という。）は、施行日の前日においてそのものが受けていた号給（同表において「旧号給」という。）に応じて同表に定める号給とする。

(号給の調整)

第3条 前条の規定により号給の切替えを行った職員等の新号給については、その者が施行日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、必要な調整を行うことができる。

(令和8年3月31日までの間における扶養手当に関する経過措置)

第4条 施行日から令和8年3月31日までの間における第16条の規定の適用については、同条第2項中「(5) 重度心身障がい者（心身の障がい（障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条第1号に規定する障害をいう。）の程度が終身労務に服することができない程度である者をいう。）」とあるのは「(5) 重度心身障がい者（心身の障がい（障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条第1号に規定する障害をいう。）の程度が終身労務に服することができない程度である者をいう。)(6) 配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある

者を含む。)」と、同条 3 項中「13,000 円」とあるのは「11,500 円」と、「とする」とあるのは「、前項第 6 号に該当する扶養親族については 3,000 円とする」とする。